

2019年8月29日

みずほ証券株式会社

**令和元年8月の前線に伴う大雨による
被災者のみなさまに対するご対応について**

このたびの令和元年8月の前線に伴う大雨により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（別紙）にお住まいのお客さまに対し、ご本人確認が出来ることを前提に以下の対応を図ってまいります。

- ・みずほ証券カードや届出印等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

<本件に関するお問い合わせ>

みずほ証券コールセンター：フリーダイヤル 0120-324-390

（受付時間：平日/8:00～19:00 土曜日/9:00～17:00 日・祝休業）

以 上

(別紙) 災害救助法適用市町村

【佐賀県】

市
佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市

郡	町村
神崎郡	吉野ヶ里町
三養基郡	基山町、上峰町、みやき町
東松浦郡	玄海町
西松浦郡	有田町
杵島郡	大町町、江北町、白石町
藤津郡	太良町

※ 上記対象地域以外においても災害救助法が指定された場合には同様の対応を行います。